

「平成 25 年度梨春期低温降ひょう被害対策緊急支援事業」に対する本会の対応について

平成 25 年 7 月 22 日

J A グループ鳥取では、平成 25 年春期の低温により、梨の生育が停滞して防除回数が増えていることに加え、降ひょう・あられにより幼果や葉が傷つく被害が発生していることから、緊急防除を行い、病害虫の蔓延を防ぐ等、梨の生産安定と生産者の営農意欲及び梨ブランドの維持・向上を図るため、梨の防除に要する経費を助成する「J A グループ鳥取平成 25 年度梨春期低温降ひょう被害対策支援事業」を行政と一体となって創設しました。

本会としても農業者の経営安定と次年度に向けた生産意欲の向上を図るため、事業費用の一部を負担します。

1. 支援事業の内容について

(1) 助成内容

梨の緊急防除に要する経費（農薬代）への助成

(2) 事業対象

①対象農家

市町村が春期低温、降ひょう・あられの被害があったと認めた地域で、5 a 以上の梨栽培を行う農家。

※被害が大きい農家にあつては 5 a 未満であっても市町村特認により対象可

②対象面積

対象農家の上記地域内の梨栽培面積

※ビニールハウス栽培で被害がほとんど無い園は除く

(3) 事業実施期間

事業実施期間は、平成 25 年度限りとする。

(4) 助成金額

10 a 当たり 1, 300 円の定額助成

※殺菌剤、殺虫剤各 1 剤の農薬代 10 a 当たり 3, 900 円の 1/3 助成

(5) 負担率

J A グループ負担部分 (1/3) のうち、J A ・連合会がそれぞれ 1/2 ずつ負担し、連合会の負担割合は各 1/3 ずつとする。

以 上